

病児・病後児保育の利用料の助成について

一定の所得までの世帯を対象に、第2子以降の病児・病後児保育利用料について助成を行います。

【対象】

野々市市民で、保育園、認定こども園、幼稚園に入所し、以下に該当する世帯の児童。

	教育認定1号、幼稚園入所児童	保育認定2・3号
第2子	市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯	市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯
第3子以降	市町村民税所得割合算額が 211,201 円未満の世帯	市町村民税所得割合算額が 169,000 円未満の世帯

(第3子以降：18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童が3人以上いる世帯)
※利用月が4月から8月までは前年度の市町村民税所得割合算額、9月から3月までは当年度の市町村民税所得割合算額で算定します。

【期限】 病児・病後児保育の利用から1年以内

【申請者】 保護者



【助成額】 1日の利用につき上限2,000円

(飲食物及び延長料金を除く。また、ファミリー・サポート・センターの病児・病後児預かりを利用する場合で、(一社)石川県労働者福祉協議会の助成事業の適用を受ける場合は、適用後の額を基とします。また、子育てのための施設等利用給付を受ける場合においては、子育てのための施設等利用給付費の支給を適用した後の額とします。)

【手続き】 病児・病後児保育利用料の領収書(原本(利用した児童の名前や内訳、利用日がわかるもので領収印を押してもらってください。))、印鑑、助成金を受け取る保護者名義の口座番号等のわかるものをお持ちになり、子育て支援課で申請してください。

ホームページから申請書をダウンロードし、郵送でも申請できます。

お問い合わせ

〒921-8510 野々市市三納1-1

野々市市役所 子育て支援課

TEL:076-227-6076